

大口信用供与規制の見直しに係る「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」等に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

1. 銀行法施行規則第 14 条（同一人に対する信用の供与等）第 6 項

平成 26 年金融庁告示第 51 号第 4 条の 3（ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法）

ファンドや証券化商品の裏付資産等のルックスルーを行った場合、当該商品における個別資産ごとのエクスポージャーが基準自己資本の 0.25% を下回っていれば、その当該個別資産の発行者等に対する他の信用供与額との合算の対象外となっている。

例えば、同一ファンドに異なる時期に複数回出資している場合、または個別の事情により分割出資したなどの理由で同一ファンドに複数口出資している場合も、1つのファンドとして考えるという理解でよいか。

また、同一でないファンドや証券化商品の場合、ルックスルーによる間接的な信用供与先が同一である場合でも、合算（名寄せ）せず、ファンド・証券化商品ごとに基準自己資本の 0.25% と比較するという理解でよいか。

ルックスルーが著しく困難である場合、疑似同一人に対する信用供与とみなして、疑似同一人に対する他の信用供与と合算するとある。

裏付資産等の把握・特定が困難であるファンド等は「不明先」とし、他の「不明先」と合算して集計して、「不明先」への合計信用供与額が規制上限を超えてはならないという理解でよいか。

2. 銀行法施行規則第 14 条の 2 (法第 13 条第 1 項の規定の適用に関し必要な事項) 第 2 項

平成 26 年金融庁告示第 51 号第 8 条 (信用リスク削減手法等)

「信用リスク削減手法により保全される額を当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等の他の信用供与等の額と合計する」とある。

告示第 51 号第 8 条第 2 項第 3 号は、銀行持株会社の子法人等の債務の保証については、その対象外としている。

銀行の子法人等が債務保証した貸出金に係る債務の保証も対象外になるという理解でよいか。

「信用リスク削減手法により保全される額を当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等の他の信用供与等の額と合計する」とある。

例えば、エクスポージャーについて全額保証を受けている場合、「信用リスク削減手法により保全される額」は、エクスポージャーを指すのか、あるいは信用リスク削減手法によるリスクアセットの削減分を指すのか。また、リスクアセットの削減分である場合、リスクアセットの削減分がエクスポージャーを上回ることもあり得るが、その場合はどのように取り扱えばよいか。

告示案においては、標準的手法としての信用リスク削減手法のみが規定されているように読めるが、内部格付手法としての信用リスク削減手法も対象としているという理解でよいか。

3. 銀行法施行規則第 14 条の 2 (法第 13 条第 1 項の規定の適用に関し必要な事項) 第 3 項

平成 10 年金融監督庁・大蔵省告示第 31 号

大口信用供与規制上の自己資本額の算出において、国際統一基準行は Tier1 からその他有価証券評価差額金 (その他有価証券の含み益) や繰越ヘッジ損益を控除する必要がない。一方、株式・社債等の時価評価資産 (信用供与) は、時価から含み益等を控除する方式 (簿価ベースの信用供与額) という理解でよいか。

4. 銀行法施行規則第 14 条の 6 の 2 (法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)

以下の理解でよいか。

持株会社とその傘下の子銀行との間の与信取引は、適用外。

同一の持株会社傘下にある子銀行間の与信取引は、適用。

以 上